

報告書のご記入について（お願い）

平素より、本校の学校保健活動にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、学校保健安全法第19条により、感染症罹患者又は疑いのある者については出席停止の措置となります。つきましては、お手数ですが下記の報告書に必要事項をご記入の上、担任または保健室まで提出くださいますようお願い致します。

学校感染症に係る登校に関する報告書

年 組 番 名前

I. 罹患あるいは罹患した疑い（※）のある疾患名を記入またはチェックしてください。

第1種感染症 診断名（ ）

- 第2種感染症
- インフルエンザ（A型・B型）〔発症後5日経過かつ解熱後2日経過〕
 - 新型コロナウイルス感染症〔発症後5日経過かつ症状が軽快後1日経過〕
 - 麻疹〔解熱後3日経過〕 水痘〔すべての発疹の痂皮化〕
 - 風疹〔発疹消失〕
 - 流行性耳下腺炎〔耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹5日後かつ全身症状が良好〕
 - 咽頭結膜熱〔主要症状消褪後2日経過〕
 - 百日咳〔特有の咳消失又は5日間の治療経過するまで〕
 - 結核〔感染のおそれなし〕 髄膜炎菌性髄膜炎〔感染のおそれなし〕

第3種感染症 診断名（ ）

（※）罹患した疑い：診断の確定には至っていないが、「感染のおそれなし」と判断できず、登校は不適切であると判断する状態。

II. 症状等の経緯

① 受診した医療機関名（ ）

② 発症日 令和 年 月 日

③ 受診日 令和 年 月 日

④ 療養期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

● 処方された薬や検査結果がわかる書類または領収書を添付してください。

令和 年 月 日

保護者名： _____ 印

◆学校感染症◆

	病 名	出席停止の基準	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ	発症の 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快後 1 日経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その 他の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 治癒は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		流行性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善すれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのボート板の共用は避ける）
		伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

「その他の感染症」：学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる疾患。